

地方行政委員會議錄第三十九号

昭和二十七年五月八日(木曜日)

午前十一時三十八分開議

出席委員

委員長 金光 義邦君
理事 大泉 寛三君 理事 河原伊三郎君
理事 野村孝太郎君 理事 床次 徳二君
理事 門司 亮君
池見 茂隆君 小玉 治行君
佐藤 親弘君 前尾繁三郎君
吉田吉太郎君 藤田 義光君
大矢 省三君 立花 敏男君
大石ヨシエ君

委員外の出席者

国家地方警察本部
警視長(総務部長) 栗田 達夫君
国家地方警察本部
本部警視正(総務部長) 桐山 隆彦君
本部警視正(総務部長) 昇君
専門員 有松 長橋 茂男君
専門員 長橋 茂男君

五月八日

委員田淵光一君辭任につき、その補欠として生田和平君が議長の指名で委員に選任された。

五月七日

市の警察維持の特例に関する法律案
(河原伊三郎君外五名提出、衆法第三八号)
消防組織法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一八六号)

同日

主要都道府県の建築部存置に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第二五七二号)
公職選挙法の一部改正に関する請願

(堀川恭平君紹介)(第二五七三号)の審査を本委員会に付託された。

同日

地方議会の権能縮小等反対に関する陳情書(愛知県議會議長田邊秀世)(第一六一五号)
市の監査委員を必置機関とすることに関する陳情書(京都市監査委員神先惣右衛門外二十七名)(第一六一六号)
国庫補助の早期交付並びに起債の全面的承認等に関する陳情書(布施市會議長山口藤松)(第一六一七号)
公営住宅建設事業費の起債増額に関する陳情書(福岡県建設部長宮脇晴美)(第一六一八号)
地方税法の一部改正に関する陳情書(札幌市議會議長齋藤忠雄)(第一六一九号)

文化的出版の事業税免除に関する陳情書(社団法人全国出版協会会長石橋湛山外六名)(第一六二〇号)
特別市制反対に関する陳情書(大阪府泉南郡日根野村長目東外二十名)(第一六二二号)
特別市制実施に関する陳情書(東京都議會議長菊池民一)(第一六二二二号)

特別市制度改革に関する陳情書外一件(東京都商工協同組合連合会会長塩沢達三外十一名)(第一六二三号)
大阪市の特別市制実施促進に関する陳情書(大阪市長三浦康市)(第一六二四号)
神戸市特別市制実施反対に関する陳情書

情書(兵庫県加西郡富田町農業者協同組合連合会会長織田一)(第一六二五号)
を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件
町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案(河原伊三郎君外五名提出、衆法第二六号)
市の警察維持の特例に関する法律案(河原伊三郎君外五名提出、衆法第二八号)

○金光委員長 これより會議を開きます。
町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案、河原伊三郎君外五名提出、衆法第二六号、及び市の警察維持の特例に関する法律案、河原伊三郎君外五名提出、衆法第二八号の両案を一括して議題といたします。まず提出者よりそれ、提案理由の説明を聴取いたします。河原伊三郎君。

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案
町の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案

町の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案
町の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案

町の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案
町の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案

町の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案
町の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案

町の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案
町の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案

町の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案
町の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案

町の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案
町の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案

附則
この法律は、公布の日から施行する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

投票によつて警察を維持することができ。

投票によつて警察を維持することができ。

投票によつて警察を維持することができ。

投票によつて警察を維持することができ。

投票によつて警察を維持することができ。

投票によつて警察を維持することができ。

投票によつて警察を維持することができ。

持の責任の転移が行われることとなるのであります。しかるところ、十月三十一日まで住民投票を行い、その結果を確定することと予定していたもののうち、手続上その他の都合により、住民投票が遅れた町村もありました。これらの町村で住民投票の結果、警察を維持しないことと決定したものは、ただいまのところ明年四月一日までは引続き自治体警察が維持せられることとなるのであります。当該町村の住民投票の結果が確定しているにもかかわらず、かかる長期間その実現を見ないでいることは、種々の障害のあることも予想されます。そこでこれらの町村が希望しますにおいては、この警察責任の転移の時期を繰り上げることである道を設けることが適当であると存するのであります。

次にこの法案の内容について申し上げます。本法案は、本則及び附則各一項からなっておりますが、本則におきましては、昨年十一月一日以降に住民投票の結果警察を維持しないことと決定し、その旨警察法第四十條の三第六項の規定によりまして、内閣総理大臣に本年五月二十日まで報告のありました町村について適用されるのであります。これらの町村のうち、警察維持の責任の転移の時期を繰り上げることとすることを希望する町村につきましては、町村長が議会の同意を得て、五月二十日まで国家公安委員会を経て内閣総理大臣に申請することを要することにしたのであります。この申請のあつたときに、五月三十一日まで内閣総理大臣が承認をいたしましたときには、当該町村は、来年四月一日まで待つことなく本年六月一日に警察を

維持しないこととなることにいたしました。

次に附則といたしまして、この法律は、公布の日から施行することとした。以上がこの法律案の提案理由並びに内容の概略であります。何とぞ御審議のほどをお願いいたします。

次に今般提案されました市の警察維持の特例に関する法律案の提案理由を説明いたします。

多数の町村においては、町村財政、警察人事、警察活動の諸面から、自治体警察を国家地方警察に移管しようという希望が強く、そのため昨年警察法の一部を改正し、もし住民の多数が希望するならば、一定の手続を経てこれを實現し得る道を開いたものであります。ところがかかる町村が、市になりまして、住民多数の意思は依然として、国家警察の維持を欲している、警察法第四十條第一項の規定によつて、当然また自治体警察に復帰しなければならぬのであります。

これは、警察法の右の規定が、住民多数の意思に逆行するものでありまして、民主的法規と称することを得ません。そこで、この不都合を除くため、今回この特例法を設けた次第であります。

次に本案の内容につき、概略を御説明申し上げます。警察法第四十條第三項の規定により、警察維持の責任転移が行われた町村が、当該町村の区域をもつて市を設置した場合、あるいは他の警察を維持しない町村の区域を含めて市を設置した場合においては、警察法第四十條第一項が、市は全部自治体

警察を持つべきものと定めておりまして、その規定にかかわらず、当該市は市議会の議決を経て、警察の維持は、国家にまかせて、自治体警察を持たないことができるものといたしましたのが、第一條第一項であります。

また同條第二項は、右の市議会の議決は、当該市の設置の日から五十日以内にこれを執行すべきこと、及び、この場合当該市長は、議決の結果を国家公安委員会を経て、内閣総理大臣に報告すべきものといたしましたのであります。

元来本案の趣旨とするところは、住民多数の意思をもつて、警察維持の責任転移を決定するということがそのねらいであります。もし、逆に前述の手続によつて、自治体警察を持たなくなつた市が、再び自治体警察を持たないことを欲するときに、住民投票によつて、これを維持することができるといふこととしたのが、本案第二條第一項の規定であります。しかし警察維持の責任転移を時間的に無制限に放任しておきますと、安定を欠くこととなりまして、前の決定から二年間は転移の手段をとることを得ないものとし、またその他右の住民投票に關しては、警察法第四十條の三の規定を準用することとしたのが、本案第二條第二項の規定であります。

以上が本案の提出理由及び内容の概略であります。何とぞすみやかに御審議あらんことを望みます。

○金光委員長 質疑を許します。床次君。

○床次委員 ただいま御提案になりましたところの町村の警察維持の問題に關しましては、實際の便宜上まことに私は適切な考えであると思ふのであり

ますが、当初予定いたしました町村のはかに、さらに希望町村がふえていくように伺つておるのであります。その場合に對する予算措置についていかに考へておられるか、この機会に明らかにしておいていただきたいと思います。

○河原委員 その点につきましては、すでに議決されました予算の運用の範囲内である見通しでございます。

○柴田説明員 ただいまお尋ねのありましたことでございますが、この法案によりまして、総理大臣の承認を得ました場合の町村の予算措置につきましては、關係方面とも十分連絡をしまして、その内容は予算措置が行われるまでの間は既定経費でまかなひ、時期を見まして正当なる予算措置を講じた、かように思つております。

○床次委員 次に市の警察維持の特例に關する法律案を御提案になりましたが、ただいまの御提案の理由を伺つておりますと、警察を置かないという住民の意思を尊重して、市の場合におきましても特例を置こうという御説明であつたのであります。あくまで住民が警察を望まないという立場を中心として、これを尊重するということをお考へのように見えるのであります。他面におきまして、今日の地方自治法の關係を見て参りますと、いささかこの考へ方において矛盾があるのではないかと、今説明を伺つただけであります。十分検討はしておられますが、地方自治制におけるところの市を設置するといふ考へ方と矛盾があるのではないかと、思ふのであります。すなわち地方自治法におきまして、市を設置するといふことは、住民の意思によつて市を設置

するのであります。しかし市となります場合には、やはり市となるべき要件を備えておらなければ市になれないのであります。市となる條件につきましては第八條に規定があるのであります。なお今回の規定に關しては、議論がありまして、当初三万以上の人口ということに原案がなつておりましたが、これに對しまして、あるいはこれをもう少し大きな町村にする、五万以上にするという考へ方もあつたのだと思ひますが、なお内容的に見まして、この五万以上にするという大きい方が適切でないかという意見を、今回の改正法におきましてある程度まで、取入れられたと思ふのであります。が、市町村の設置分合の際におきましては、早知事の意見も聞くかのようにこれになつておると思ひます。さうになりまして市となります場合に對しましては、一定の要件を前提として考へておるのであります。従つて従来市でありますならば、当然自治体警察を持つといふことは、市になることの一つの要件であつたように思ふのであります。ところが、今回の特例に對して非常に大きな特例を認めておるのであります。いやしくも市という以上は自治体警察を持つといふのが、要件であつたように考へられたのが、これに對して例外を認めておられますことは、むしろ市になれないのだといふことの証明になるのではないかと、思ふのであります。かかる大きな例外が法律的に認められることは、自治法と矛盾をいたしておるのではないかと、疑念を持つのであります。が、立案者はそ

の点におきましては、自治法の精神と
ただいまの警察法の精神を比較検討さ
れまして、いかように御解釈になつて
おりますか。簡単に住民の意思だから
というふうに行かないのだと思うので
あります。お教えをいただきたい
と思います。

は大きな問題であります。現に持つ
ておられない、もしくは持つておつた
が、住民の意思によつて、国家警察に
返上したという限られたところにおい
ては、こうした特例を設けることが適
当だ、かように考えて提案をいたした
次第であります。

○河原委員 お尋ねの御趣旨一応ごも
ともであります。町村を合併して市
といたしますにつきましては、その目
的とするところはいろいろあり、また
その地方によつて種々にわかれると思
います。そういう場合、警察を維持
することが一つの條件になつておりま
すから、警察の維持ということを感じ
て、市をつくるというのが普通の行
き方です。しかしながらもし
あたりべくんば、警察を持たないで済
むことならば、それを持たずして、そ
の費用を他の面にまわす、あるいは
いろいろな考えから持たない方がよ
い、こういうふうな場合も考えられま
すし、さらにまた市になつておられな
い場合のことを考えますならば、今日自
治体の規模を相当大きくしようという
ことも、現在の課題になつておるので
あります。そういう場合に、警察
を持たずして、それらの費用が他の面
にまわされるならば、市をつくるか
いもあるが、そうでなければ、市をつ
くる要はないといふたふな考え方
また起り得ると思います。さうな点
からいたしまして、いろいろな面から
考えまして、これはやはりその住民の
自由意思にまかせるということが最も
よい、こういうふうな考えたのであり
ます。ただすでにできております自治
体警察の全般にわたつて、さらに検討
するということになりますれば、これ

○床次委員 ただいまの御意見であり
ますが、この点はそう簡単に言ひ得
ないのじやないかという疑念を、私は
持つておるわけでありまして、もしも
市町村の規模を大きくするということ
が目標でありますならば、あえて市と
称さなくても、町村が合併しただけで
もつてけつこうじやないか。市と称す
るからには、やはり一つの規格がある
のでありまして少くとも従来におきま
しては、明らかに市としての條件があ
つたことは明瞭であつたと思うのであ
ります。今日地方自治法第八條におい
ては警察を持つということ、それはほ
どの要件にならぬこととお考えになる
かどうか、この点をひとつ明らかにし
ていただきたいと思ひます。

○河原委員 市は自治体警察を持つ
のが本體であり、またあるべきことにな
つております。かるがゆゑに特例案と
して出した次第でございます。

○床次委員 ただいまの点は意見の相
違だと思ひますので、なお私もよく研
究させていただきますと思ひます。

なお一つお尋ねいたしたいのは、合
併しました町村が、合併して市になつ
てから五十日以内でありますならば、
自治体警察を持たないことができるわ
けであります。今日これに該当する
ところの市というものが、どれくらい
あると予想しておられるでしょうか。

現実の問題でありますので、大体おわ
かりかと思ひますが、御答弁を願いた
いと思ひます。

○柴田説明員 ただいまの御質問にお
答へいたします。この法律案の内容
に合致いたしますような対象になる
市で、市制をすでに施行いたしまし
て、四月一日付で市制になつておるも
のが四市ございます。岡山県の笠岡
市、鹿兒島県の阿久根市、岩手県の大
船渡市、富山県の魚津市、そのほか今後
この法律案が御審議になりまして、成
立いたしますまでの間におきまして、
市制がどの程度に実行されるかとい
うことは、今のところはつきりした見通
しは持つておりません。但しそう多く
の市が、この條件に合致するものが出
るというふうな予想は持つておられぬよ
うな次第であります。

○床次委員 ただいまおあげになりま
した市におきまして、はたして自治体
警察を持つことを好んでおるのかおら
ないのか。あるいは本法の適用を受け
ようという気分を、持つておるかどう
か。大体の状況がおわかりでしたら伺
いたいと思ひます。

○河原委員 床次君の御質問にお答へ
いたします。目下のところでは、濃厚
に希望しておりますが、その他の市にお
いても、相当そういう希望があるや
に見受けられるのであります。

○床次委員 この問題に関しては、地
方自治庁側の御意見をよく聞いて、さ
らにもう少し研究させていただきます
と思ひます。自治庁の人が来まし
たら質問いたします。

○金光委員長 暫時休憩いたします。
午前十一時五十八分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

昭和二十七年五月十五日印刷

昭和二十七年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所